

# 令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	6	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する公害防止施設（汚水又は廃液処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年間延長する。</li> <li>・特例措置の内容 対象施設に係る課税標準となるべき価格に特例率（1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）を乗じて得た額を課税標準とする。</li> </ul>		
関係条文	<p>〔 地方税法附則第15条第2項第1号、地方税法施行令附則第11条第5項、地方税法施行規則附則第6条第13項 〕</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — ( ▲127 ) [平年度] — ( ▲213 ) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 公害防止対策については、昭和40年代に比べて環境基準達成率が改善するなどの成果を収め、公害防止対策先進国として諸外国からも高い評価を得ているところであるが、環境負荷物質や有害物質の科学的解明等に伴い、今後も対策を講じるべき分野は数多い。直近の例としては、有害物質の耐容一日摂取量の評価変更に伴う水質環境基準健康項目の基準強化が挙げられる。 このため、引き続き、事業者の公害防止施設の設置に対する特例措置を講じることで、事業者の経済的負担を軽減し、公害防止設備の投資促進を図ることにより、事業者の一層の環境負荷物質低減対策を促進し、産業公害の防止及び良好な生活環境の保全を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 水質分野においてはこれまで、水質総量削減や排水規制、地下水汚染防止規制への対応、環境負荷物質に係る新たな知見に基づく環境規制の強化等、事業者の公害防止設備投資に係る負担が上昇しており、また、必要に応じこれら規制の見直し（暫定排水基準の見直し等）も進められている。 このような水質分野における環境規制の強化の動きに対応するため、企業の公害防止設備投資に係る税制上の優遇措置を行うことで、事業者の水質汚濁防止対策に対する取組を支援し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図ることが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）において、環境の保全の目的の下、政府は財政上の措置等を講じなければならないとされている（第11条）。</li> <li>・第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）において、政府は、環境基本計画に掲げられた各種施策を実施するため、施策の有効性を検証しつつ、必要な制度の整備、財政上の措置その他の措置を講じるとされている（第3部1.（1））。</li> <li>・水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）において、水質の汚濁防止に資するため、国は処理施設の設置等につき援助に努めることとされている（第25条）。</li> </ul> <p>（政策体系における位置づけ）</p> <p>3. 大気・水・土壌環境等の保全 3-3. 水環境の保全（海洋環境の保全を含む）</p>
	政策の達成目標	環境基本法に基づく環境基準の維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。具体的には、水質汚濁防止法における暫定排水基準が適用されている業種に対して適正な排水処理を促し、全業種で一般排水基準を遵守することにより、公共用水域における水質環境基準の達成・維持を目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間の適用期限の延長を要望。
	同上の期間中の達成目標	水質汚濁防止法における暫定排水基準が適用されているのべ25業種のうち15業種については、同上の期間中に適用期間を迎えることから、適正な排水処理を促し、一般排水基準への移行を促進する。
政策目標の達成状況	環境基本法に基づく環境基準の達成率について、生活環境項目のBOD、CODについては、昭和50年頃の環境基準達成率55%程度と比較して、令和元年度の環境基準達成率は全体で89.2%（前回要望時（平成29年度。以下同じ）：89.0%）と高い水準を維持しており、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。 なお、平成13年以降、水質汚濁防止法による一般排水基準が追加・強化された際に暫定排水基準が適用されていたのべ78業種のうち、59業種が一般排水基準に移行しており、一定の成果が見られる。	
有効性	要望の措置の適用見込み	令和3年度（見込）：適用件数1,138件、取得価額15,436百万円、減収額88百万円 令和4年度（見込）：適用件数1,202件、取得価額22,208百万円、減収額127百万円 （経済産業省調べ）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	水質分野の環境基準については、昭和50年頃の生活環境項目のBOD、CODに関する全体の環境基準達成率は55%程度であったところ、令和元年度の環境基準達成率は89.2%と大きく改善しており、水質環境の改善が図られてきたところである。 他方で、今後、更なる規制強化が見込まれる中、現在、暫定排水基準が適用されている業種はのべ25業種あり、全業種が一般排水基準に移行し、公共用水域における水質環境基準の達成・維持を図るためには、本制度の延長が必要。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	事業所税の課税標準の特例措置 事務所等を対象としている事業所税の課税標準の軽減措置と併せ措置することによって、事業者に対するインセンティブの効果を高め公害防止用設備の取得を促進。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	【財政投融资】株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 概要：中小企業事業者が水質汚濁防止等に係る設備の導入・更新等を行う場合に、特別利率による融資を受けることができる。 （限度額：中小企業事業7億2千万円以内、国民生活事業7200万円以内、期間：20年以内）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	【財政投融资】株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 当該融資制度は、中小企業が公害防止設備の導入やPCB廃棄物の処理等を実施するために必要な資金を円滑に調達できるようにするための制度となっている。 一方の本税制は、上記融資制度の対象となっていない中堅企業等を含めた幅広い範囲の企業が公害防止設備を導入した際のランニングコストの低減に寄与するものである。

	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>環境対策設備の導入は事業者が取り組むべき課題の一つであるものの、環境規制は年々厳しくなっており、その都度、事業者には設備導入等の負荷がかかる側面がある。 加えて環境対策設備の導入は幅広い業種に求められており、かつ、非収益設備であることから、環境規制の円滑な施行の観点から、税制優遇による措置が必要である。</p>
--	-----------------------	---

<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	<p>【過去5年間の実績】 平成28年度：適用件数4,087件、取得価額18,556百万円、減収額141百万円 平成29年度：適用件数3,728件、取得価額19,260百万円、減収額147百万円 平成30年度：適用件数3,594件、取得価額23,585百万円、減収額180百万円 令和元年度：適用件数3,623件、取得価額28,653百万円、減収額164百万円 令和2年度：適用件数1,380件、取得価額16,735百万円、減収額96百万円 (初年度ベース、経済産業省調べ)</p>
<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p>①適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ②適用実績：公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置（地方税法附則第15条第2項） 平成29年度：427,916,296千円 平成30年度：409,730,041千円 令和元年度：401,789,160千円 汚水又は廃液処理施設に係る適用金額は、上記額の内数</p>
<p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p>	<p>水質分野の環境基準について、生活環境項目のBOD、CODについては昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったところ、令和元年度には89.2%にまで改善しており、前回要望時（平成29年度：89.0%）の高い水準も維持しているなど、水質環境の改善が着実に進められているところである。 直近5年間の適用件数は年平均約3,300件程度の実績で推移しており、今後も幅広い業界において一定の設備の導入が見込まれている。</p>
<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>第8次水質総量規制への各業界の適応、暫定排水基準適用業種の一律排水基準適用への暫時見直し、水質分野における環境負荷物質低減対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。</p>
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暫定排水基準の適用業種については、令和元年7月～令和3年5月の間にのべ5業種が一般排水基準に移行し、のべ5業種については暫定排水基準が強化された。また、令和3年12月にのべ3業種が一般排水基準に移行し、1業種の暫定排水基準が強化される見込みである。</li> <li>・過去2年間の適用期間中の適用件数は年平均で約2,500件となっており、幅広い業界において公害防止設備の導入が進められている。</li> <li>・排水基準を遵守するためには、高額な設備の導入が必須であるものの、非収益設備であるため、必ずしも導入が進んでいない。</li> </ul>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和35年度 創設 昭和51年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなり、2年ごとの適用期限の延長を行うようになる 平成8年度 非課税から移行（非課税→1/6） 平成22年度 軽減税率引下げ（1/6→1/3） 平成26年度 軽減税率1/3を廃止し、地域決定型地方税特例措置を導入（特例率：1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合） 平成30年度 対象装置からパーク装置を除外。軽減税率の引下げ（特例率を「1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合」に変更） 令和2年度 脱有機酸装置及び脱フェノール装置を適用対象から除外。電気供給業を営む者が取得し電気供給業の用に供する施設を適用対象から除外。</p>